

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

第1章 総務（第1条・第2条）

第2章 教育環境（第3条）

附則

第1章 総務

（春日部市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第1条 春日部市特別職報酬等審議会条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（所掌事項）</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の<u>議員報酬</u>の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該<u>議員報酬</u>等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>（所掌事項）</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の<u>報酬</u>の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該<u>報酬</u>等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>

（春日部市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 春日部市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>春日部市議会の議員の<u>議員報酬</u>及び費用弁償に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第<u>4項</u>の規定に基づき、議会の議長、副議長及び議員の<u>議員報酬</u>、費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>議員報酬</u>）</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員の<u>議員報酬</u>は、次のとおりとする。</p>	<p>春日部市議会の議員の<u>報酬</u>及び費用弁償に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第<u>5項</u>の規定に基づき、議会の議長、副議長及び議員の<u>報酬</u>、費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>報酬</u>）</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員の<u>報酬</u>は、次のとおりとする。</p>

<p>第3条 議長及び副議長には選挙されたその日から、議員には職に就いたその日から、それぞれ<u>議員報酬</u>を支給する。</p> <p>2 議長、副議長及び議員がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで<u>議員報酬</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>議員報酬</u>を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のとき、その<u>議員報酬</u>の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。</p>	<p>第3条 議長及び副議長には選挙されたその日から、議員には職に就いたその日から、それぞれ<u>報酬</u>を支給する。</p> <p>2 議長、副議長及び議員がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで<u>報酬</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>報酬</u>を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のとき、その<u>報酬</u>の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。</p>
<p>第4条 <u>議員報酬</u>の支給日は、春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</p> <p>（期末手当）</p>	<p>第4条 <u>報酬</u>の支給日は、春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</p> <p>（期末手当）</p>
<p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき<u>議員報酬</u>の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき<u>報酬</u>の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第2章 教育環境

（春日部市英語指導助手の報酬等に関する条例の一部改正）

第3条 春日部市英語指導助手の報酬等に関する条例（平成17年条例第169号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、英語指導助手（以下「指導助手」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定め</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条第5項</u>の規定に基づき、英語指導助手（以下「指導助手」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるも</p>

るものとする。

のとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。